

外国公務員贈賄罪に係る 法改正事項について

令和5年10月

経済産業省知的財産政策室

OECD優先勧告（2019年）の概要

1. 自然人への制裁

勧告12(a):

12. 制裁及び没収について、WG Bは日本に対して以下を勧告する。

- a. 外国公務員贈賄で有罪となった**自然人に対する法定の罰金額の上限を十分に引き上げる法律を制定すること。**

2. 法人への制裁

勧告15(a):

15. 法人への制裁について、WG Bは日本に対して以下を勧告する。

- a. 大規模な汚職事案においても、課される罰金が効果的で、均衡がとれ、かつ抑止力のあるものであることを確保するために、**法定刑の上限を引き上げること、又はより高い罰金を科すことができる他の根拠（例えば贈賄額や取得した不法利益額）を提供すること。**

3. 公訴時効

勧告7(c):

7. 外国公務員贈賄の捜査及び訴追について、WG Bは日本に対して以下を勧告する。

- c. 外国公務員贈賄の効果的な訴追を確保するために**外国公務員贈賄罪の公訴時効期間を適当な期間に延長するために必要な措置をとること、又は同様の目的を達成するために捜査の間公訴時効を停止する手段を導入すること。**

4. 法人に対する適用管轄（国外犯処罰）

勧告14(b):

14. **法人の法的責任**について、WG Bは日本に対して以下を勧告する。

- b. **海外で活動する日本企業による賄賂が日本人以外の従業員によって支払われた場合を含め**、日本が外国公務員贈賄罪に対する**国籍に基づく管轄権**を有することを確保するため、日本が早急に法制を見直すこと。

本WGにおける議論結果※

1. 自然人への制裁

外国公務員贈賄罪の**保護法益（国際的な競争秩序の維持）と特殊性（他国の市場機能を侵害する影響力の行使等）**の観点から、**諸外国の制度及び他の国内経済犯罪とのバランス**を考慮しながら、自然人に対する罰金額の上限及び懲役刑の長期を、以下のとおり引き上げる法改正が適切である。

- 自然人に対する罰金額の上限を**1,000万円～3,000万円**、懲役刑の長期を**5年超～10年**に引き上げる。

2. 法人への制裁

自然人についての法定刑の引上げ同様、外国公務員贈賄罪の保護法益と特殊性の観点から、諸外国制度及び他の国内経済犯罪とのバランスを考慮しながら、法人に対する罰金額の上限を以下のとおり引き上げる法改正が適切である。

- 法人に対する罰金額の上限を**5億円～10億円**に引き上げる。

3. 公訴時効

刑訴法250条の例外を設けること（公訴時効期間のみを延長する措置や公訴時効を停止する措置の導入）は適切でないが、仮に懲役刑の長期が10年に引き上げられるならば、その結果として公訴時効期間が7年に延長となり勧告に対応することが可能である。

4. 法人に対する適用管轄（国外犯処罰）

日本法人の外国人従業員が国外で単独で贈賄を行った場合について、当該外国人従業員を処罰し得る規律を創設し、法人に対する適用管轄を拡大するために、

「●条の罪は、日本国内に主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者であって、その法人の業務に関し、日本国外において罪を犯した日本国民以外の者にも適用する」

などといった規定を創設する方向性が適切である。

令和5年不正競争防止法改正：外国公務員贈賄に対する罰則の強化・拡充

- OECD 外国公務員贈賄防止条約に基づく外国公務員贈賄罪について、OECDからの勧告も踏まえ、条約をより高い水準で的確に実施するため以下の改正を行った。
 - (1) 他の国内経済犯罪とのバランスも踏まえ、他の加盟国と遜色のない水準となるよう、自然人・法人に対する法定刑の引上げ。
 - (2) 現行法では、日本企業従業員の贈賄行為について、日本国内での行為は国籍問わず処罰対象（属地主義）である一方、海外での行為は日本人のみ処罰対象（属人主義）であるため、外国人従業員による海外での単独行為は処罰対象外。そこで、海外での単独贈賄行為を従業員の国籍を問わず処罰可能とし、結果として外国人従業員が所属する日本企業も両罰規定により処罰し得ることを明確化。

自然人に対する罰金刑・懲役刑

¥ 500万円以下

📄 5年以下

引上げ

¥ 3,000万円以下

※日本の刑事法制での最高額

📄 10年以下

※日本の経済犯罪の最長期間

※懲役刑が10年以下に引上げ → 公訴時効期間は5年から7年に（刑事訴訟法）

法人に対する罰金刑

¥ 3億円以下

引上げ

¥ 10億円以下

※日本の刑事法制での最高額

※不競法における、営業秘密の海外使用等の罪の罰金刑：自然人3,000万円以下・法人10億円以下

＜他国の罰金刑・懲役刑：自然人＞



約3,300万円以下
（又は不正利益2倍以下）

5年以下



上限なし

10年以下



約15億円以下

10年以下

＜他国の罰金刑：法人＞



約2.7億円以下
（又は不正利益2倍以下）



上限なし



約14億円以下

海外単独贈賄行為の処罰対象の拡大

日本企業の従業員が海外で単独で贈賄した場合



現行法では海外での単独贈賄行為は日本人従業員のみ処罰可能

海外での外国人従業員の行為も対象に

従業員の国籍問わず処罰可能に

（日本企業に両罰規定が適用できることを明確化）

改正法条文（関連部分）

（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）

第十八条 何人も、外国公務員等に対し、国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を得るために、その外国公務員等に、その職務に関する行為をさせ若しくはさせないこと、又はその地位を利用して他の外国公務員等にその職務に関する行為をさせ若しくはさせないようにあつせんをさせることを目的として、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。

2 （略）

（罰則）

第二十一条 1～3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、**十年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。**

一～三 （略）

四 第十八条第一項の規定に違反したとき。

5～9 （略）

10 **第四項第四号の罪**は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三条の例に従う。

11 **第四項第四号の罪**は、**日本国内に主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者であつて、その法人の業務に関し、日本国外において同号の罪を犯した日本国民以外の者にも適用する。**

12～15 （略）

第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 **前条第四項**又は第六項（同条第四項に係る部分に限る。） **十億円以下の罰金刑**

二・三 （略）

2・3 （略）

自然人の法定刑
の引上げ

海外単独贈賄行為
の処罰対象の拡大

法人の罰金刑の引上げ

今後のスケジュール（予定）

| スケジュール | 議題 |
|--------------------------------|--|
| 第6回 10月20日 (10:00~12:00) | <ul style="list-style-type: none">• 外国公務員贈賄罪に係る法改正事項について• 外国公務員贈賄防止指針の改訂案について |
| 第7回 11月27日 (10:00~12:00) | <ul style="list-style-type: none">• 外国公務員贈賄防止指針の改訂案に関する検討（第6回）のふりかえり |
| 外国公務員贈賄防止指針の改訂案に対するパブリックコメント | |
| 第8回 1月頃 | <ul style="list-style-type: none">• パブリックコメントの結果について• 外国公務員贈賄防止指針 改訂版について |

※改正法の施行日は令和6年4月1日（予定）